

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定第 2170400812 号)

当施設はご契約者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として「要介護3から5」と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限利用しても、在宅生活が困難な者が対象となります。

ただし、「要介護1又は2」であっても、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からの意見を踏まえ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限に利用しても在宅生活が困難で、かつ、施設以外での生活が著しく困難であることについてやむを得ない事由があると認められる者である場合は、特例的に入所の対象となる場合があります。

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 はしま |
| (2) 法人住所 | 岐阜県羽島市小熊町2丁目750番地 |
| (3) 電話番号 | (058) - 394 - 1211 |
| (4) 代表者氏名 | 森川 貞秋 |
| (5) 設立年月日 | 平成12年6月12日 |

2 ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
岐阜県指定第 2170400812 号 |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人はしまが開設する介護老人福祉施設（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 美輝苑 |
| (4) 施設の所在地 | 岐阜県羽島市桑原町大須2丁目157番地1 |
| (5) 電話番号 | (058) 397-1511
(058) 398-3180 (FAX) |
| (6) 管理者氏名 | 施設長 西崎 美知人 |
| (7) 当施設の運営方針 | 入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。 |

・地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

(8) 開設年月日

平成 20 年 4 月 1 日

(9) 入所定員

50 人

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則個室です。

居室・設備の種類	室数	備品		
居室	1 階	30 室	すいせん (SS ユニット) 10 室 101~110 15.04 m ² 2 室 15.23 m ² 2 室 15.36 m ² 6 室 共同生活室 141.35 m ²	
		30 室	すずらん (SS ユニット) 10 室 111~120 15.04 m ² 2 室 15.23 m ² 2 室 15.36 m ² 6 室 共同生活室 142.44 m ²	
		30 室	ぼたん 10 室 121~130 15.04 m ² 2 室 15.36 m ² 4 室 15.54 m ² 2 室 15.56 m ² 2 室 共同生活室 144.63 m ²	
	2 階	40 室	カーネーション 10 室 201~210 15.04 m ² 2 室 15.23 m ² 2 室 15.36 m ² 6 室 共同生活室 141.35 m ²	
			モクレン 10 室 211~220 15.04 m ² 2 室 15.11 m ² 1 室 15.36 m ² 5 室 15.56 m ² 2 室 共同生活室 155.45 m ²	
			コショウラン 10 室 221~230 15.04 m ² 2 室 15.23 m ² 2 室 15.36 m ² 6 室 共同生活室 142.44 m ²	
			シクラメン 10 室 231~240 15.04 m ² 2 室 15.23 m ² 2 室 15.36 m ² 6 室 共同生活室 142.44 m ²	
	浴室	1 階	1 室	一般浴槽、特殊浴槽
		2 階	1 室	一般浴槽、特殊浴槽
	その他の設備			医務室 21.65 m ² 地域交流スペース 132.77 m ² その他

※ 上記は、岐阜県知事が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	実人数	指定基準
管理者	1	1
医師	1	1
生活相談員	2 (兼務)	1
介護支援専門員	1 (兼務)	1
看護職員	3	2
機能訓練指導員	1	1
介護職員		24
管理栄養士	1	1

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 1 回
2. 介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 日 (ハ) 8:00～17:00 遅番 11:00～20:00 遅々番 13:00～22:00 夜勤 22:00～8:00
3. 看護職員	日勤 8:00～17:00 上記以外は非常連絡体制
4. 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30

☆ 土日祝祭日は上記と異なります。

5 当施設の提供サービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割、8 割又は 7 割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 8:00 昼食 12:00 おやつ 15:00 夕食 18:00

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 個別機能訓練計画書に基づき、計画的に実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 今までの生活リズムを配慮し、できる限りご契約者のペースで過ごしていただけるよう努めます。
- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うようにします。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（30日あたり）>（契約書第5条、契約書別紙）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

【負担割合が1割の方の料金表】（別紙1をご参照ください）

【負担割合が2割の方の料金表】（別紙2をご参照ください）

【負担割合が3割の方の料金表】（別紙3をご参照ください）

加算等は、変更となる場合があります。その際にご連絡致します。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（令和3年9月末まで）…基本単位数×0.1%上乘せ

○必要に応じて加算されることがあります。

例) ・療養食加算 6円/日

・経口移行加算 28円/月

・経口維持加算 400円/月 ・経口維持加算Ⅱ 100円/月

・若年性認知症入所者受け入れ加算 120円/日

・看取り介護体制加算Ⅰ 等

<食費・居住費に要する費用>

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	24,600円	9,000円
高齢福祉年金受給者			(1日820円)	(1日300円)
世帯全員が市町村民税 非課税者	前年の合計所得金額と年金収入が 80万以下	利用者負担 第2段階	24,600円	11,700円
			(1日820円)	(1日390円)
	前年の合計所得金額と年金収入が 80万超、120万	利用者負担 第3段階①	39,300円	19,500円
			(1日1,310円)	(1日650円)
	前年の合計所得金額と年金収入が 120万超	利用者負担 第3段階②	39,300円	40,800円
			(1日1310円)	(1日1,360円)
上記以外の方		利用者負担 第4段階	61,500円	43,500円
			(1日2,050円)	(1日1,450円)

第1段階：生活保護受給者

第2段階：預貯金等 650 万以下

第3段階①：預貯金等 550 万

第3段階②：預貯金等 500 万以下

※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は 1000 万円

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合（6 日間まで）にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は下記の通りです。（契約書第 18 条、第 21 条参照）

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（1-2）	246 円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・飲物を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理容・美容

[理髪サービス]

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：理美容室により料金は異なります。

③ 貴重品の管理

貴重品管理サービス料：1 ヶ月 1,000 円

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金、現金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書等
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きは以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：管理費として 1,000 円（月額）

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑥ 日常生活上となる諸経用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ティッシュペーパー 60円

テレビ使用料 1,000円(1ヶ月)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。但し、ご契約者が入院された場合、1週間分は当施設にて準備しますが、それ以降に関してはご家族様にて準備等お願いします。

⑦ 契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

1日につき 3,000円

⑧ 入院中にかかる居住費(入院後7日目以降～退院日前日まで)

負担限度額に応じた居住費をいただきます。

⑨ 初期加算(30日を越えた入院をされた場合も含む)

入所後 30日間 30単位/1日

⑩ 外泊時費用(入院の場合も含む)

外泊から6日目まで、1日246円

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金払い *受付時間 8:30~17:30

イ. 指定口座への振り込み(振り込み手数料はご契約者のご負担となります。)

◎ぎふ農業協同組合 羽島北支店

普通口座 0004987

特別養護老人ホーム 美輝苑

◎大垣共立銀行 羽島支店

普通口座 1091640

社会福祉法人 はしま 理事長 森川貞秋

◎十六銀行 北羽島支店

普通口座 1378410

社会福祉法人 はしま 理事長 森川貞秋

◎ゆうちょ銀行 羽島郵便局
普通口座 記号：12490 店番：248 19613301
社会福祉法人 はしま 理事長 森川貞秋

◎岐阜信用金庫 羽島支店
普通口座 1185472
社会福祉法人 はしま 理事長 森川貞秋

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
(ぎふ農業協同組合の口座のみ)

(4) 入所中の医療への提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	羽島市民病院
所在地	羽島市新生町 3-246
診療科	総合病院

6 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第 13 条)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護 1・2 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ ご利用者様の死亡

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 14 条、15 条)

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスの実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 90 日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は以下の通りです。

① 3 ヶ月以内の退院が見込まれる場合

入院をされた場合、3 ヶ月以内であれば退院後再び施設に入所することができます。但し、入院後 6 日以内に退院した場合は、所定の利用料金をご負担いただきます。(1 日当たり 246 円) 入院期間が 6 日を超える場合は、負担限度額に応じた居住費をご負担いただきます。

また、入院により空きベッドが生じた場合、短期入所者に使用することがあります。その際、契約者の私物を施設にて管理し、短期入所者が退所後、現状に戻します。

② 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 19 条）

契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者の対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、在宅を訪問し相談援助を行います。その際の相談援助に係る費用として 460 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7 残置物引取人（契約書第 20 条）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引っ越しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8 苦情の受付について（契約書第 22 条）

（1）当施設における苦情の受付

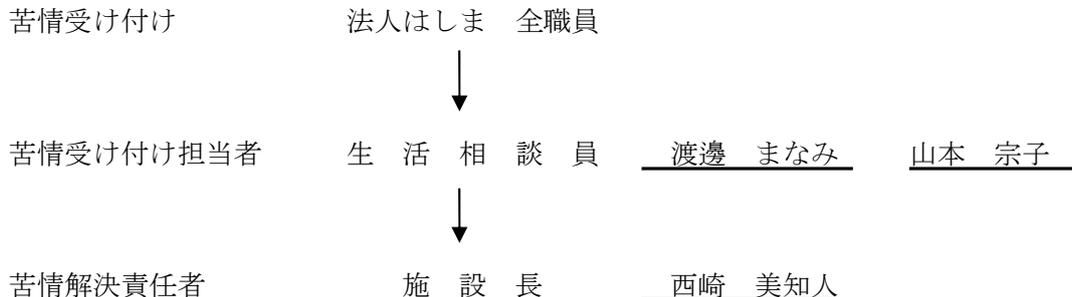
当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付時間 営業時間中 8:30 ～ 17:30
- 電話番号 (058) 397-1511

上記時間以外は、宿直者が対応します。また、苦情受付ボックスを設置しています。

（2）苦情発生時の対応

- ・ 介護老人福祉施設
以下の流れで連絡を行う。



（2）行政機関その他苦情受付機関

羽島市役所 高齢福祉課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	羽島市竹鼻町 55 番地 (058) 392-9932 / (058) 394-0025 月～金（祝日除く）9:00～17:00
岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番地 1 号 (058) 278-5136 / (058) 278-5137 月～金（祝日除く）9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 (058) 275-9826 / (058) 275-7635 月～金（祝日除く）9:00～17:00
岐阜県地域福祉事務所	所在地 電話番号・FAX 受付時間	岐阜市藪田南 5 丁目 14 番地 53 (058) 272-1930 / (058) 278-3526 月～金（祝日除く）9:00～17:00

9 ハラスメントの対応

ハラスメントを防止することが介護サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

(1) ハラスメント対応

身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 身体的な力を使って、危害を及ぼす行為。 例：コップを投げつける。叩く。唾を吐く。
精神的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。 理不尽なサービスを要求する。
セクシャルハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。 例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

- ・上記のような職員ハラスメントは、固くお断りしています。
- ・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- ・事業所の快適性、安全性を確保する為にもご協力をお願いします。

(2) ハラスメント担当者

ハラスメント受付担当者・相談窓口

介護リーダー 長谷川 めぐみ
生活相談員 渡邊 まなみ



副施設長 溝口 政和



ハラスメント責任者 施設長 西崎 美知人

行政機関

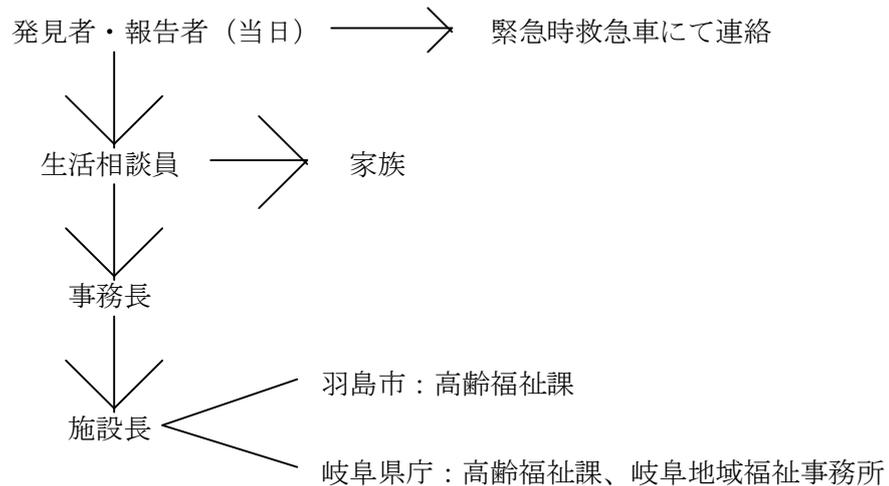
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番地 1 号 電話番号・FAX (058) 273-1111 / 275-4858 受付時間 月～金（祝日除く） 9：00～17：00
岐阜労働局 総合労働相談センター	所在地 岐阜市金竜町 5 丁目 13 岐阜合同庁舎 4 階 電話番号・FAX (058) 245-8124 / 245-2015
みんなの人権 110 番	電話番号 0570-003-110 受付時間 月～金（祝日除く） 8：30～17：15

10 事故発生時の対応

事故発生時の対応

事故発生時の対応については、下記の通り連絡体制をとり事故対策を徹底するものとします。事故対策がとられた後に事故報告書を作成することとします。

- ・ 介護老人福祉施設
以下の流れで連絡を行う。



また、介護の対象である高齢者は、生活障害を持っており日常生活の中で事故や緊急事態が起こりやすいことから、次のことに留意することが必要である。

- ① 応急措置に全力を尽くすこと
- ② 家族及び関係市町村へ連絡すること
- ③ 必要時には協力医療機関へ搬送すること
- ④ 事故状況を正確に記録すること

10 第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

11 個人情報の使用に係る同意

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報共有のため
- (3) 医療機関、福祉事業、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議

- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合
- (9) 当法人が作成する広報誌、ホームページ等への掲載

(3) 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しない。また、利用者とのサービス内容に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました、
指定介護老人福祉施設

説明職名.....生活相談員..... 氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名

署名代理人 住 所

氏 名

続 柄

ご家族（身元引受人）住 所

氏 名

続 柄

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物延べ床面積 3924.44 m²
- (3) 併設事業

施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護】 岐阜県指定第 2170400812 号 定員 20 名

2. <配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。

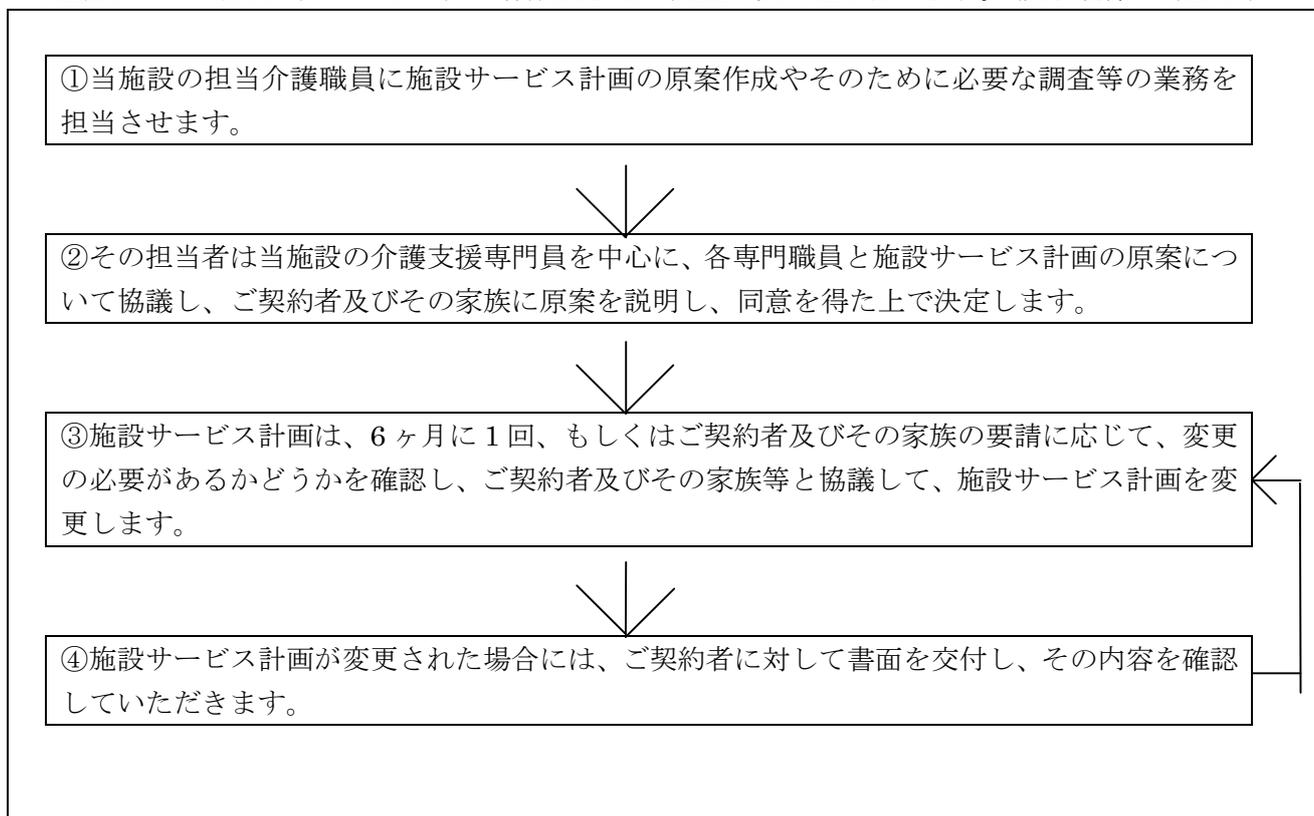
介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師（嘱託）・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の管理を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

施設サービス計画（ケアプラン）の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員を連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦事業者及びサービス従業者又は従業員は、ご契約者の人格を尊重するとともに、虐待防止及び人権用語に配慮します。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、下記の事項お守り下さい。

(1) 持ち込みについて

- ・日常生活上必需品（衣類等）

※紛失のおそれがありますのでその都度担当職員に申し出下さい。

- ・テレビ・ラジオ・電気毛布・アンカ・電気剃刀

※上記の物品は電気使用量が必要になるものがありますので、『物品持込申請書』によりお持ち込みの申請をして下さい。

上記以外の物のお持ち込みをご希望される方は職員までご相談ください。

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ず受付にてお名前と連絡先をご記入お願いいたします。

※なお、来訪される場合は、アルコール類、生物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 10 条）

外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

なお、外泊期間中、1 日につき 246 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。（6 日間まで）

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約者第 9 条）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、11 条）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。